

学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会の役割について

〔学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会設置要綱〕

（設置）

第1条 「県民健康調査」検討委員会（以下、「委員会」という。）設置要綱第5条の規定に基づき、県民健康調査における学術研究目的でのデータの提供に係るルールを制定するにあたり、個人情報、法律、疫学、統計等の観点から専門的な助言等を得るため学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会（以下、「部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- （1）学術研究目的のためのデータ提供に係るルールの骨子となる考え方に関すること。
- （2）その他、検討委員会が指示した事項に関すること。



○当部会は、県が示す学術研究目的のためのデータ提供に係るルールの基本的な考え方について、部会員の持つ専門的な知見や経験に基づき意見、助言等を行う。

○当部会は、部会員から寄せられた意見等を集約し、県民健康調査における学術研究目的でのデータの提供に係るルールの骨子に関する報告書としてまとめ、検討委員会に報告する。

○当部会は、報告書完成までの間、適宜検討状況を検討委員会に報告する。

〔県民健康調査データの活用の全体イメージ図〕

